

第 3 次 札幌市産業廃棄物処理指導計画

取組状況報告（要約版）

平成 27年 7月

札幌市環境局

目 次

第1編 産業廃棄物処理の現状	1
1. 全国の産業廃棄物処理の現状	2
2. 北海道の産業廃棄物処理の現状	3
3. 札幌市の産業廃棄物処理の現状	4
第2編 第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画実施状況	6
目標と結果	
1. 排出抑制の目標値	7
2. 最終処分量の目標値	8
3. 再生利用の目標値	9
4. 市域内処理の目標値	10
札幌市の重点施策の実施状況	
施策の柱：1 排出抑制、リサイクル及び適正処理の推進	
重点施策 1. 排出事業者指導の推進	11
重点施策 2. 建設工事現場における指導の推進	14
重点施策 3. 産業廃棄物処理業者への立入指導	16
重点施策 4. 優良処理業者の育成	17
重点施策 5. リサイクルの推進	18
重点施策 6. 市の処理施設の受入品目および処理料金の見直し	20
重点施策 7. 産業廃棄物処理状況の情報提供	20
重点施策 8. 特別管理産業廃棄物の適正処理	21
重点施策 9. 不法投棄等防止対策の推進	23
施策の柱：2 市域内処理の推進	
重点施策 10. 市内処理施設の活用	24
重点施策 11. 処理施設設置の際の市の協力	25
施策の柱：3 産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策の推進	
重点施策 12. 産業廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出抑制	26
重点施策 13. 産業廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出抑制	27
施策の柱：4 大規模震災発生時のがれき等処理体制構築	
重点施策 14. 大規模震災発生時のがれき等処理体制構築	29
重点施策 15. 関係機関との連携強化	30
第3編 第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括（まとめ）	31
第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括（まとめ）	32

第1編

産業廃棄物処理の現状

1. 全国の産業廃棄物処理の現状

1-1. 排出量及び処理状況

全国の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図 1-1 に示す。

排出量は平成 20 年度以降で減少、再生利用量は平成 20 年度以降で横ばいとなっているが、最終処分量は平成 10 年度以降一貫して減少してきている。

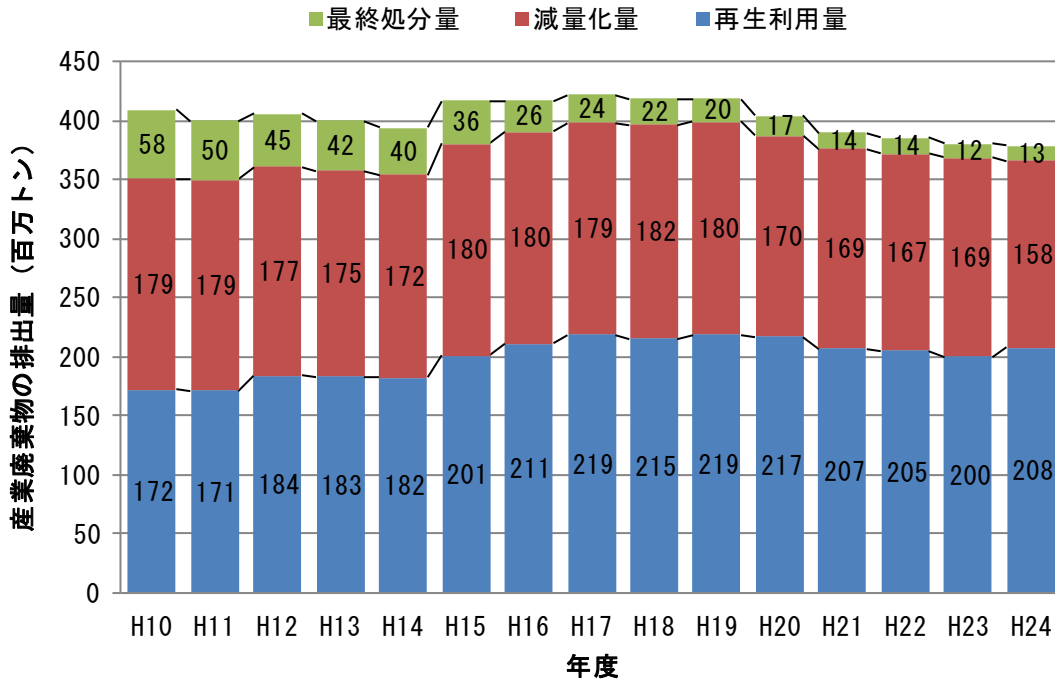


図 1-1 全国の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況（平成 24 年度）」より

1-2. 種類別排出量

種類別排出量では、汚泥が最も多く排出量全体の 43%、動物のふん尿が 23%、がれき類が 16%となっている。

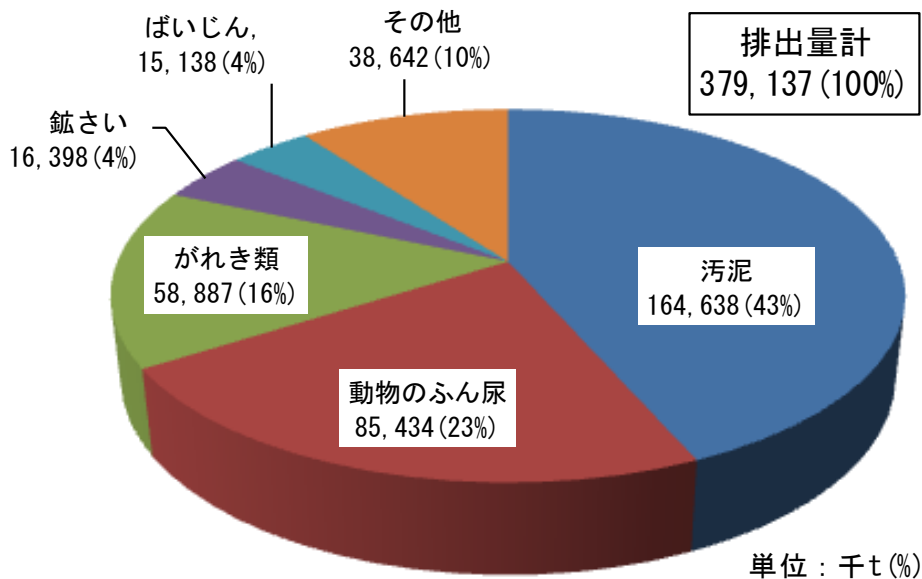


図 1-2 全国の種類別産業廃棄物排出量

出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況（平成 24 年度）」より作成

2. 北海道の産業廃棄物処理の現状

2-1. 排出量及び処理状況

北海道の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図 2-1 に示す。

排出量は、平成 10 年度から平成 14 年度にかけて増加し、平成 19 年度では減少したものの、平成 24 年度では微増している。一方、最終処分量は平成 10 年度から減少し続けている。

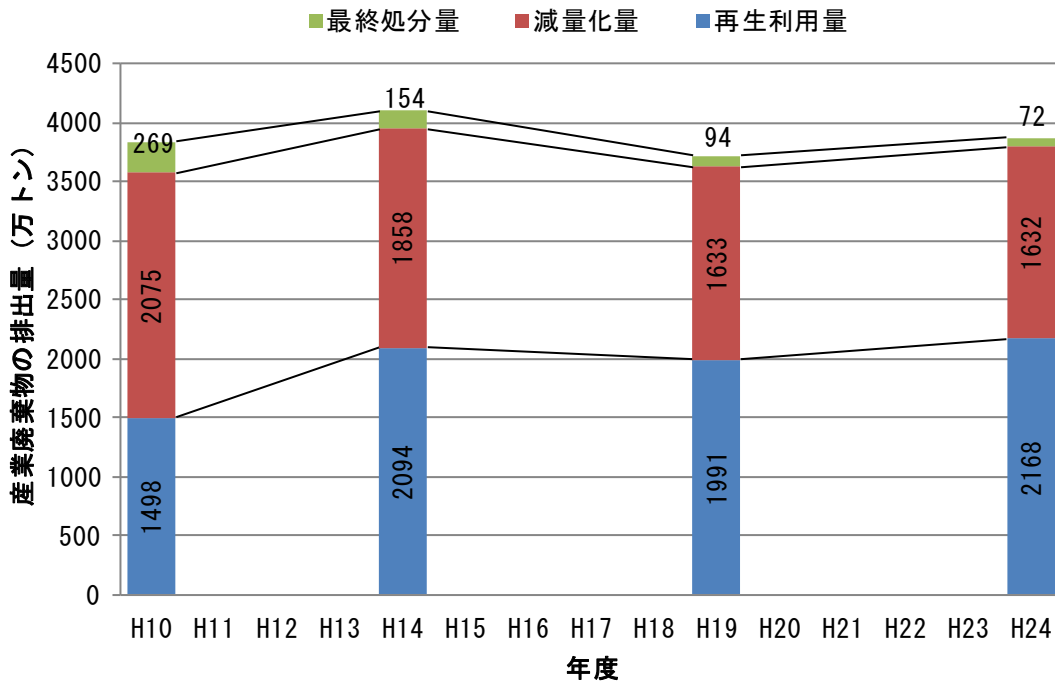


図 2-1 北海道の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：北海道産業廃棄物処理状況調査より作成

2-2. 種類別排出量

種類別排出量では、動物のふん尿が最も多く、排出量全体の 54% であり、次いで汚泥が 31% である。これら 2 種類で排出量全体の 80% 以上を占めている。

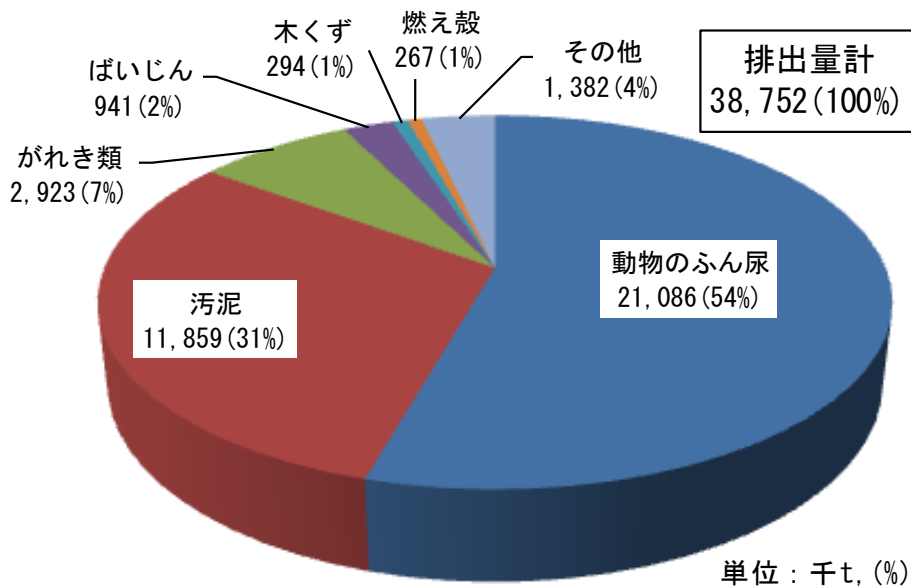


図 2-2 北海道の種類別産業廃棄物排出量 (平成 24 年度)

出典：北海道産業廃棄物処理状況調査より作成

3. 札幌市の産業廃棄物処理の現状

3-1. 排出量及び処理状況

札幌市の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図 3-1 に示す。

排出量は、平成 10 年度から平成 15 年度にかけて大きく減少しており、平成 15 年度から平成 22 年度にかけては、僅かに減少する傾向にある。

一方、最終処分量は平成 10 年度から減少し続けており、これは、全国や北海道と同様の傾向である。

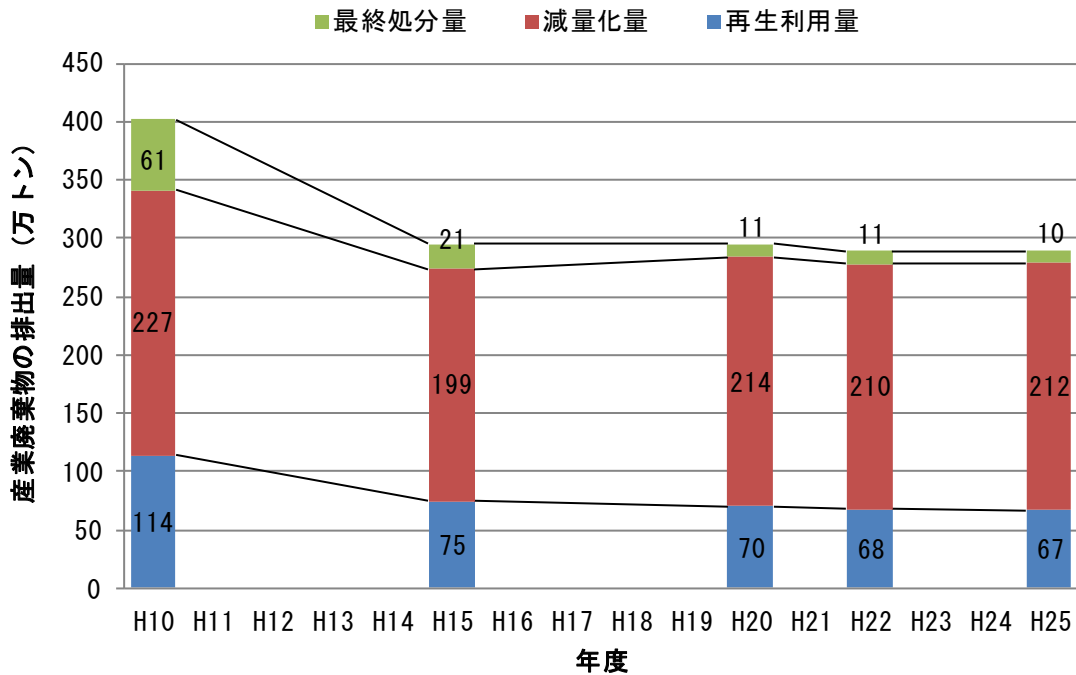


図 3-1 札幌市の産業廃棄物排出量と処理状況

3-2. 種類別排出量

種類別排出量では、汚泥が最も多く全体の約 71%を占めている。次いで、がれき類が約 14%で、これら 2 種類で全体の約 85%を占めている。

札幌市における排出量では、上下水道汚泥を含む汚泥が排出量としては最も多い。

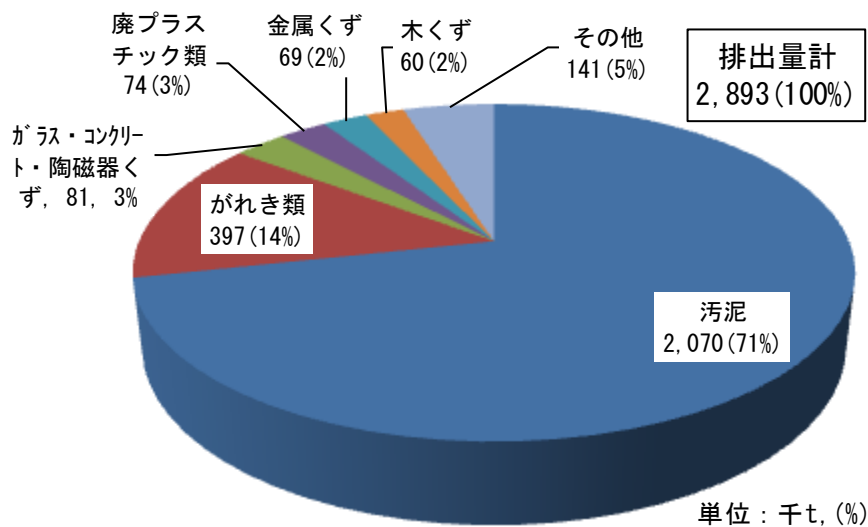
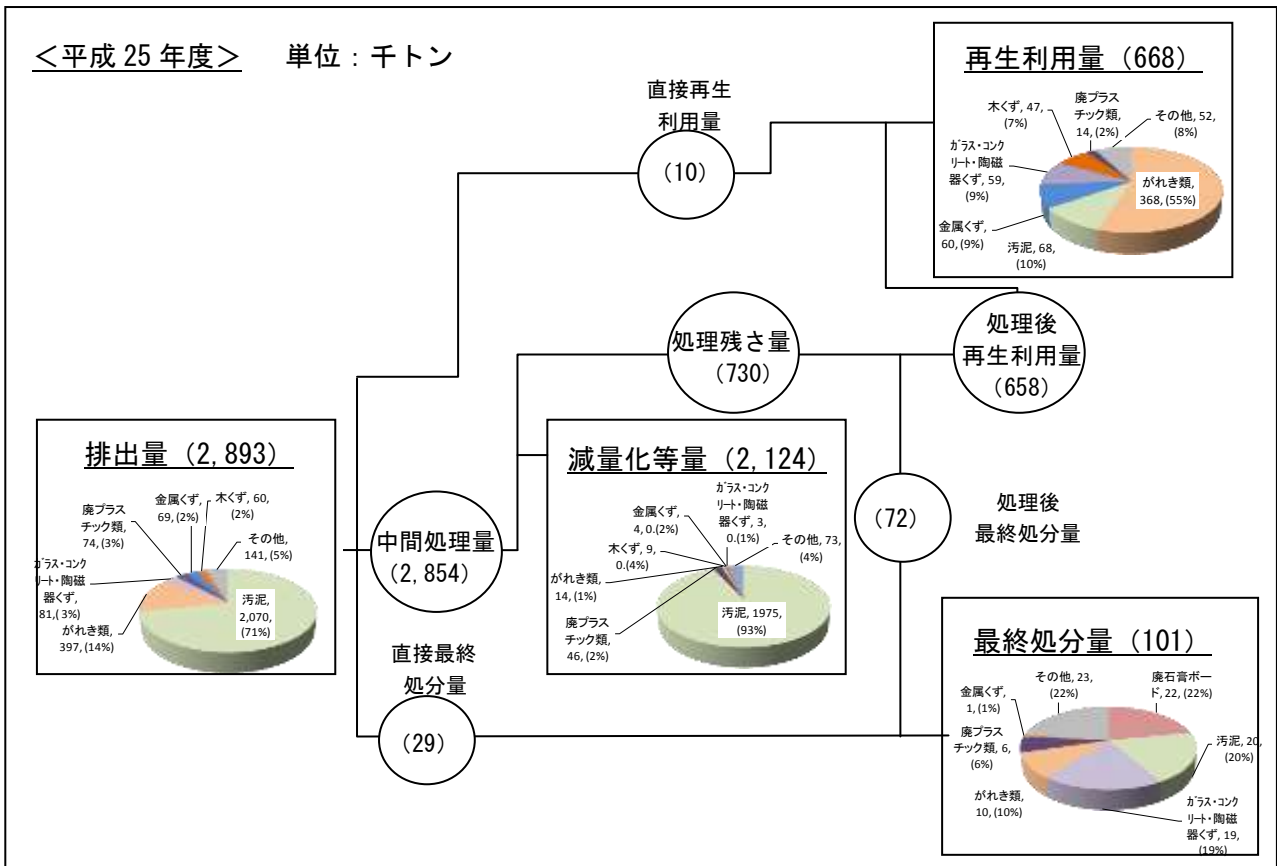
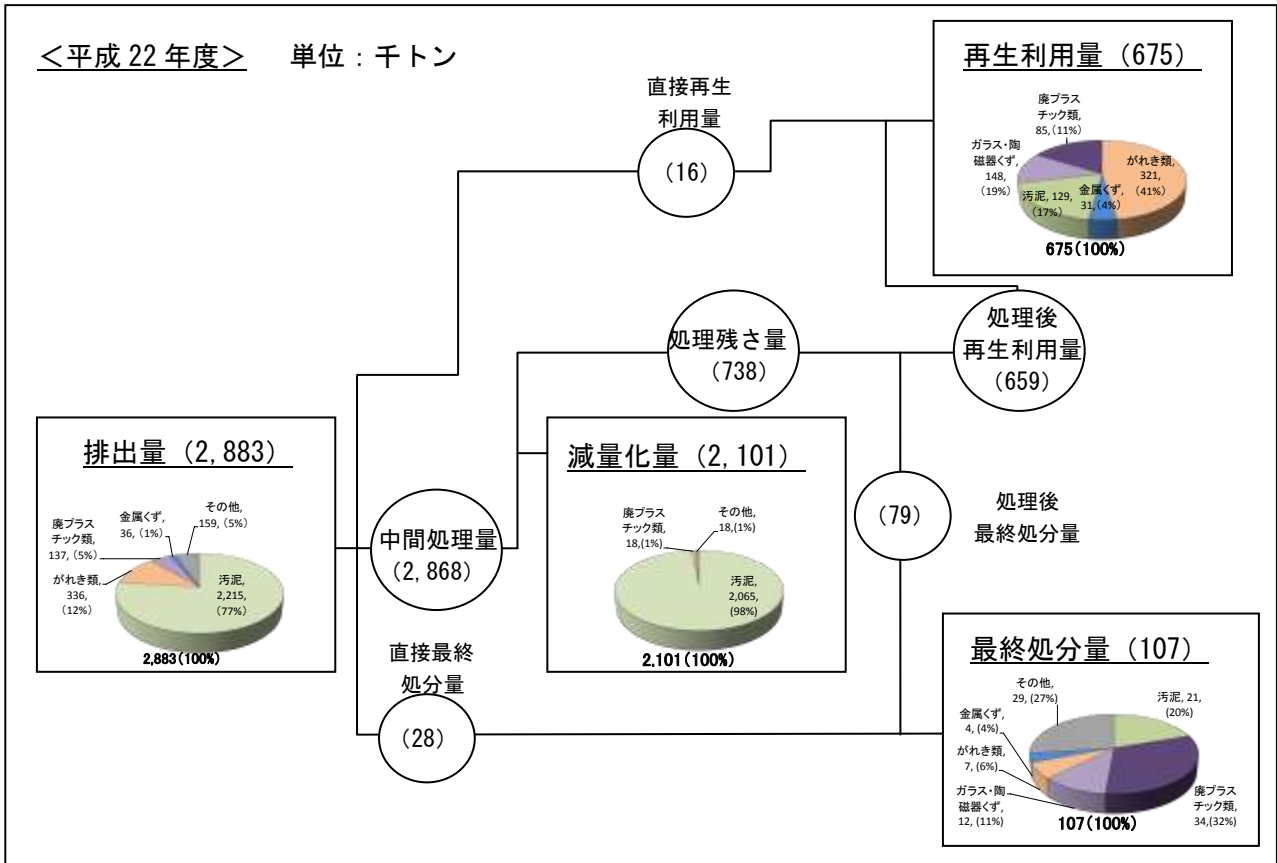


図 3-2 札幌市の種類別産業廃棄物排出量（平成 25 年度）

3-2. 処理フロー



第 2 編

第 3 次札幌市産業廃棄物処理指導計画実施状況

目標と結果

1. 排出抑制の目標値

(1) 目標値

○平成 27 年度の排出量を **290 万トン以下** に抑制する。

(2) 結果

① 排出量の結果

○平成 25 年度：**289 万トン**

対目標：-1 万トン

(平成 20 年度から 41 万トン減少、
平成 22 年度から 1 万トン増加)

② 考察

○排出量の結果について

- ・平成 27 年度目標値を下回って推移しているが、平成 22 年度と平成 25 年度の比較では増加しており、今後も排出量抑制の取組を継続する必要がある。

○廃棄物種類別排出量について

- ・がれき類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等は、住宅等の建築(新設、増設)が増加したことにより、建設廃材の排出量も増加したものと考えられる。
- ・上下水道汚泥は、人工の増加(平成 22 年 4 月と平成 25 年 4 月の比較で約 3 万人増加)により排出量が増加したものと考えられる。
- ・その他汚泥は、土木建設工事の減少や工業製品の売上等、産業の状況に影響され排出量が減少したものと考えられる。
- ・廃プラスチック類は、ゼロエミッションの取組により排出量が減少したものと考えられる。

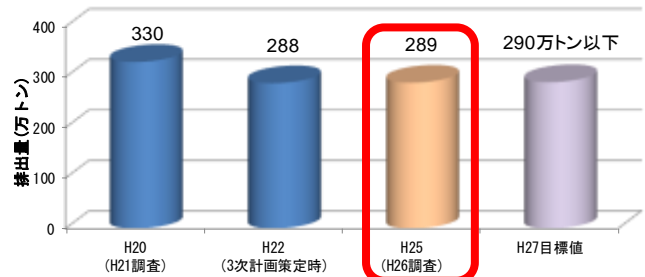


図 1-1 排出量経年比較

表 1-1 廃棄物種類別排出量

単位:万トン

廃棄物種類	H22	H25	増減量
汚泥	221.5	207.0	-14.5
上下水道汚泥	201.0	202.5	1.5
その他汚泥	20.0	4.5	-15.5
廃プラスチック類	13.7	7.4	-6.3
木くず	1.2	6.0	4.8
金属くず	3.6	6.9	3.3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	4.8	8.1	3.3
がれき類	33.6	39.7	6.1
その他	9.9	14.1	4.2
計	288.3	289.3	1.0

※表の数値は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(3) 今後の課題

- 廃棄物としてではなく、有価物として循環利用する仕組みづくり(建設廃材等)
- 産業の状況に影響されにくい排出抑制の取組

2. 最終処分量の目標値

(1) 目標値

○平成 27 年度の最終処分量を **8 万トン以下** に抑制する。

(2) 結果

①最終処分量の結果

○平成 25 年度：**10.1 万トン**

対目標：+2.1 万トン

(平成 20 年度から 0.8 万トン減少、
平成 22 年度から 0.6 万トン減少)

②考察

○最終処分量の結果について

- ・平成 20 年度との比較では減少傾向にあるが、平成 27 年度目標値の達成には更なる削減が必要である。

○廃棄物種類別最終処分量について

- ・廃プラスチック類、その他汚泥は、排出量全体が大きく減少したことに伴い、最終処分量も減少したものと考えられる。
- ・木くず、金属くずは、建設廃材等で排出量は増加したが、再生利用率が向上したため、最終処分量としては減少したものと考えられる。
- ・ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、廃石膏ボード等は、建設廃材として排出量が増加したことが、最終処分量の増加に直結したものと考えられる。

○廃棄物種類別最終処分率

- ・廃石膏ボードは、最終処分率が際立って高く、種類別の最終処分量も平成 22 年度との比較で大幅に増加しており、最終処分量全体に大きな影響を及ぼした。
- ・この他、燃え殻、混合廃棄物も最終処分率が 50% 以上と高い値となっている。

(3) 今後の課題

○排出量が多く直接最終処分率が高い(再生利用率が低い)品目に集中した再生利用の取組(廃石膏ボード、燃え殻、混合廃棄物等)

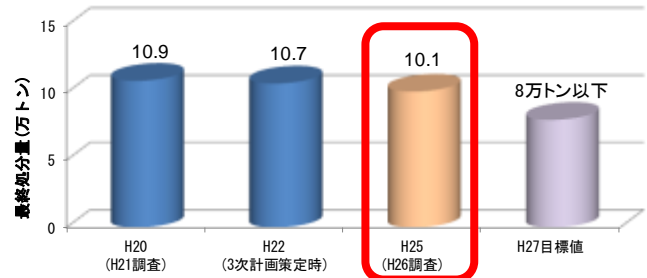


図 2-1 最終処分量

表 2-1 廃棄物種類別最終処分量

廃棄物種類	単位: 万トン		
	H22	H25	増減量
汚泥	2.1	2.0	-0.1
上下水道汚泥	1.0	1.7	0.7
その他汚泥	1.1	0.3	-0.8
廃プラスチック類	3.4	0.6	-2.8
木くず	0.1	0.0	-0.1
金属くず	0.4	0.1	-0.3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1.2	1.9	0.7
がれき類	0.7	1.0	0.3
廃石膏ボード	0.4	2.2	1.8
その他	0.3	0.3	0.0
計	10.7	10.1	-0.6

※表の数値は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

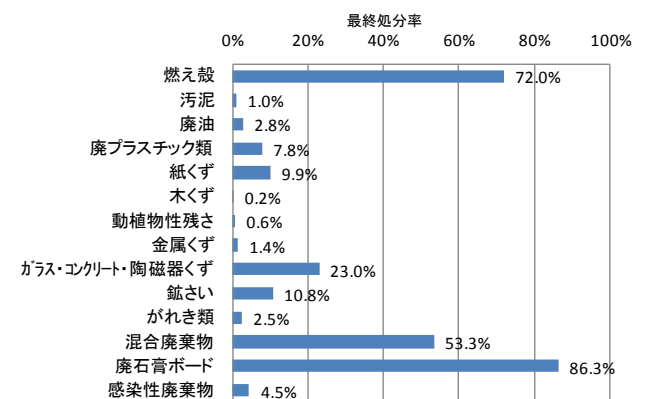


図 2-2 廃棄物種類別最終処分率
(年間排出量 4 千トン以上、最終処分量 / 排出量)

3. 再生利用の目標値

(1) 目標値

○上下水道汚泥を除く産業廃棄物の再生利用率を **80%以上**に増加させる。

(2) 結果

①再生利用率の結果

○平成 25 年度： **73.7%**

(平成 20 年度から 0.7%低下、
平成 22 年度から 0.6%低下)

②考察

○再生利用率の結果について

- ・平成 20 年度から平成 25 年度まで、低下傾向が続いており、平成 27 年度目標値の達成には再生利用推進の取組が必要である。

○廃棄物種類別再生利用率について

- ・再生利用率が低い種類のうち、廃石膏ボード、混合廃棄物、燃え殻は、排出量に占める最終処分率が高い種類でもある。この点からも再生利用の取組強化が必要である。
- ・この他、再生利用率が 50%以下と低い値となった感染性廃棄物、廃プラスチック類、廃油、紙くずは、中間処理による減量により最終処分率は高くない。
- ・特に、排出量の多い燃え殻、廃油、廃プラスチック類、混合廃棄物、廃石膏ボードについては、さらなる再生利用率向上への取り組みが必要である。

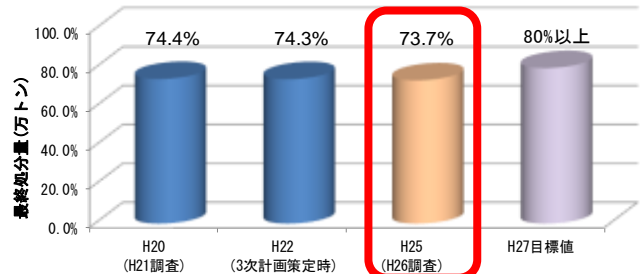


図 3-1 再生利用率

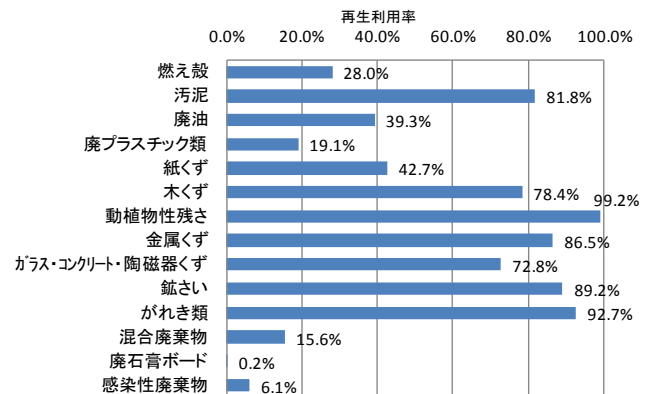


図 3-2 廃棄物種類別再生利用率
(年間排出量 4 千トン以上、平成 25 年度)

(3) 今後の課題

- 排出量が多く再生利用率が低い品目に集中した再生利用の取組
(廃石膏ボード、燃え殻、混合廃棄物等)
- 排出事業者や処分業者への再利用、再資源化に関する意識啓発

4. 市域内処理の目標値

(1) 目標値

- ①中間処理の市域外処理量：30万トン以下
- ②最終処分の市域外処分量：4万トン以下

(2) 結果

①中間処理の市域外処理量の結果

- 平成 25 年度：42.3万トン
(平成 20 年度から 7.8 万トン増加、平成 22 年度から 8.7 万トン増加)

②最終処分の市域外処分量の結果

- 平成 25 年度：5.6万トン
(平成 20 年度から 0.5 万トン減少、平成 22 年度から 0.4 万トン減少)

③考察

- 中間処理の結果について
 - ・中間処理の市域外処理量は平成 25 年度に大きく増加しており、市域外処理への依存度が高まっている状況にある。
- 最終処分の結果について
 - ・最終処分の市域外処分量は、平成 20 年度から減少が続いているが、平成 27 年度 4 万トン以下の目標達成には、30%弱程度の減量が必要である。
- 廃棄物種類別の市域外処理量について
 - ・廃プラスチック類、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類、混合廃棄物は、最終処分での市域外依存度が高い。市域内における処分設備の量や処理能力、受入体制などを改善していく必要がある。
 - ・排出量が大幅に増加し、かつ、ほとんどが直接最終処分されている廃石膏ボードは、札幌市の処分場で受け入れていることから、市域外への依存度は低い。

表 4-1 中間処理の市域内外別処理量

	H22	H25	増減
中間処理量(万トン)	286.8	290.4	3.6
市域内(万トン) ※	253.2	248.1	-5.1
市域外(万トン)	33.6	42.3	8.7

※市域内には自己中間処理量を含む。

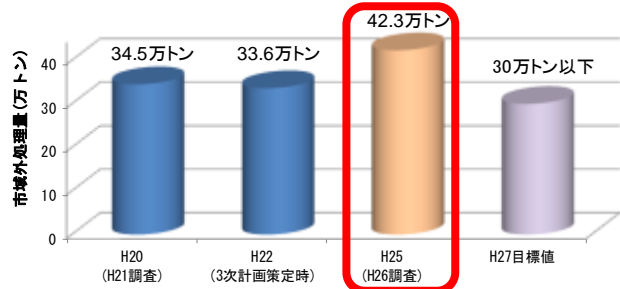


図 4-1 中間処理の市域外処理量

表 4-2 最終処分の市域内外別処理量

	H22	H25	増減
最終処分量(万トン)	10.7	10.1	-0.6
市域内(万トン) ※	4.7	4.5	-0.2
市域外(万トン)	6.0	5.6	-0.4

※市域内には自己最終処分量を含む。

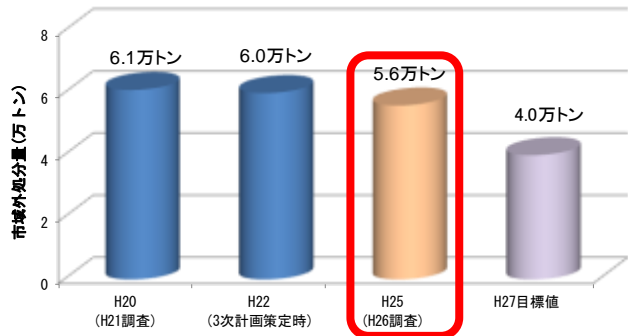


図 4-2 最終処分の市域外処分量

表 4-3 廃棄物種類別の市域内外別最終処分量

単位: 万トン

廃棄物種類	平成22年			平成25年			市域外増減
	計	市域内	市域外	計	市域内	市域外	
汚泥	2.1	1.9	0.2	2.0	1.7	0.3	0.1
廃プラスチック類	3.4	0.5	2.9	0.6	0.0	0.6	-2.3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1.1	0.3	0.8	1.9	0.3	1.6	0.8
がれき類	0.7	0.5	0.2	1.0	0.1	0.8	0.6
混合廃棄物	0.9	0.0	0.9	1.3	0.0	1.3	0.4
廃石膏ボード	0.4	0.4	0.0	2.2	2.0	0.2	0.2
その他	2.1	1.1	1.0	1.1	0.4	0.8	-0.2
合計	10.7	4.7	6.0	10.1	4.5	5.6	-0.4

(3) 今後の課題

- 市域内での処分設備の量や処理能力、受入体制の改善
- 市の処分設備等の整備

札幌市の重点施策の実施状況

重点施策 1. 排出事業者指導の推進

1-1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書に基づく指導の強化

(1) 施策の内容

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書は、全て内容を確認する。
- 報告書記載内容の不明点は排出者に確認する。
- 不適正処理が疑われる件は、事情聴取や立入を実施し、適正処理についての指導を強化する。

(2) 実施内容

- 報告書は、全て内容を確認し、記載内容の不明点は電話等により状況を確認した。
- 報告の内容から不適正処理（未許可施設での処分等）が疑われる場合、適宜立入調査等を実施し、必要があれば、処分業許可業者への指導等にも活用した。

(3) 今後の課題

- 報告書提出事業者は、市内全事業所に対し10%未満の低い割合で推移しており（表1-1）、未提出事業者に対する周知方法、委託基準等の遵守を啓発する方法を検討していく必要がある。

表 1-1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出状況

提出区分	H23 提出 (H22 実績)	H24 提出分 (H23 実績)	H25 提出分 (H24 実績)	H26 提出分 (H25 実績)
書面報告書	6,515	6,171	6,233	6,148
電子マニフェスト	615	751	879	1,140
合計	7,130	6,929	7,112	7,288
全事業所※に占める 提出事業者の割合	9.0%	8.7%	9.0%	9.2%

※市内全事業所数は、79,388 とした。（平成 24 年 2 月 1 日時点）

出典：総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査結果」

(URL : <http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/kakuho/gaiyo.htm>)

1-2. 産業廃棄物多量排出事業者からの実績報告の公開

(1) 施策の内容

- 産業廃棄物の減量や処理に係る計画書、実施状況報告書をホームページに公開し、排出事業者の産業廃棄物排出抑制への意識を高める。
- 立入指導等を行い、更なる排出抑制及び分別、再生利用を推進する。

(2) 実施内容

- 事業者から提出された産業廃棄物の減量や処理に係る計画書、実施状況報告書について、平成 23 年度から 26 年度分まで本市ホームページに公開している。
- 建設リサイクル法に係る立入検査の際、排出抑制、現場分別及び再生利用の徹底を指導した。

(3) 今後の課題

- 計画書及び報告書について、排出量や再資源化率等の分析を行い、再資源化率が低い事業者への立入指導の実施や、再資源化率向上のための周知及び講習会等に活用していく必要がある。

表 1-2 計画書、実施状況報告書の提出実績

事業場区分		H23	H24	H25
計画書 提出事業場	産廃	75	87	78
	特管産廃	14	21	17
実施状況報告書 提出事業場	産廃	60	78	87
	特管産廃	12	18	21
合計		161	204	203

1-3. 大規模建築物所有者への分別排出、適正処理指導

(1) 施策の内容

○本市条例により事業系廃棄物の減量計画書、処理実績報告書の提出義務を有する大規模建築物所有者について、事業ごみ指導員と共同で、計画書等に基づいた立入指導を行う分別排出、再生利用等についても、立入指導を行う。

(2) 実施内容

○平成 24 年に「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」を改正し、事業系廃棄物減量計画書及び処理実績報告書の提出義務対象を拡大した(表 1-3-1)。当該計画書及び実績報告書の提出実績の推移は表 1-3-2 のとおりであり、提出率は向上する傾向にある。

表 1-3-1 条例改正の概要

	改正前 (H20年度まで)	改正後 (H21年度から)
対象延床面積	3,000㎡以上	1,000㎡以上
対象事業所数	約900事業所	約4,600事業所

表 1-3-2 減量計画書・処理実績報告書の提出率等

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
事業所数(件)	934	4,536	4,546	4,535	4,551	4,609	4,610
提出数(件)	777	4,110	4,146	4,245	4,251	4,323	4,325
提出率	83.2	90.6	91.2	93.6	93.4	93.8	93.8

○平成 21 年 4 月から新たに事業ごみ指導員を配置し、これら計画書等に基づいた立入指導を行っている。また、事業ごみ指導員からの依頼により合同立入調査を実施し、産業廃棄物の分別排出、再生利用等の徹底について指導している。

(3) 今後の課題

○今後も事業ごみ指導員との合同立入指導等を継続し、分別排出、再生利用等の徹底を図る。

1-4. 事業系ごみのリサイクル推進等のためのガイドブック作成

(1) 施策の内容

○事業者が排出するプラスチックや金属等といった産業廃棄物と、紙くずや生ごみ等といった事業系一般廃棄物の区分、それらの分別、保管、処理の委託方法の違い等について、わかりやすく説明するガイドブックを作成し、適正な分別等が行えるよう指導する。

(2) 本市の取組

○平成 25 年度に、「オフィス店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」を作成し、これまでに排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し計 1 万部配布するとともに、本市ホームページへの掲載及び各区役所での配架を行った。

○事業者から産業廃棄物等の処理方法に関する相談があった際は、ホームページ掲載先の紹介、当該冊子の郵送等により、適正な処理について周知した。

○立入指導等の際に、ガイドブックを配布し、廃棄物の適正な分別・処理の推進を促した。

(3) 今後の課題

○今後も、ガイドブックを活用し、適正な分別・処理について周知を継続する。

1-5. 排出事業者を対象とした適正処理に関する講習会の開催

(1) 施策の内容

○排出事業者に廃棄物の適正処理方法についての認識を深めてもらうため、廃棄物の区分や処理委託の方法等についての講習会を開催する。

(2) 実施内容

- 平成 26 年度に、本市工事発注部局が主催する講習会（3 回）及び清掃業務担当者説明会（3 回）において、委託契約の締結及びマニフェストの交付等について周知した。
- 産業廃棄物の適正処理についての認識を深めてもらうための出前講座を実施した。

(3) 今後の課題

○今後とも様々な機会を捉えて、本取組を推進していく必要がある。

重点施策 2. 建設工事現場における指導の推進

2-1. 建設リサイクル法に基づく届出書を活用した立入強化

(1) 施策の内容

- 本市から排出される産業廃棄物のうち、上下水道汚泥を除いた排出量の約5割を建設業からの排出量が占めることから、排出抑制、分別排出、再生利用の推進に取り組む。
- 春季と秋季に集中的な解体工事の現地パトロールを行う。
- 石綿含有産業廃棄物の撤去をともなう解体工事は、必ず立入りをを行い、解体、保管及び処分等の状況を確認する。

(2) 実施内容

- 建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール期間(毎年5月、10月)に、立入調査を実施し、元請事業者に対し産業廃棄物を適正に処理するよう指導した。
- 大規模な建築物等の解体工事については、事業廃棄物課、建築安全推進課及び労働基準監督署との合同で立入調査を実施した。
- 平成26年度は、残置物の占有者による適正処理などを重点確認項目とし、適正処理を徹底するよう指導を行った。
- 石綿含有産業廃棄物の排出を伴う解体工事については、上記パトロール期間に関わらず、全件立入指導等を実施した。

表 2-1 立入調査実績

立入区分		H23	H24	H25	H26	合計
パトロール期間※1	春期	66	57	65	50	238
	秋期	54	58	68	19	199
石綿含有産廃※2		53	58	56	54	221
合計		173	173	189	123	658

※1 パトロール期間の石綿含有産廃除去に係る立入調査を含まない。
※2 パトロール期間の石綿含有産廃除去に係る立入調査件数を含む。

(3) 今後の課題

- 今後も立入調査を継続し、現場分別の徹底、リサイクルの向上等を指導する。

2-2. 建築物等の解体工事における分別解体ガイドブックの作成

(1) 施策の内容

- リサイクル義務のある特定建設資材(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず)以外の産業廃棄物について、分別方法等をわかりやすく解説する分別解体ガイドブックを作成する。

(2) 実施内容

- 現在、ガイドブックの作成作業を進めており、平成27年度内に発行する見込みである。

(3) 今後の課題

- ガイドブックの完成後、立入調査の際等に、元請業者や下請業者に配付する。
- 本市ホームページへの掲載や建設関係団体等への配付を通じ、周知・徹底を図る。

2-3. 汚泥現場内利用要領の見直しと届出書に基づく立入指導

(1) 施策の内容

- 排出量等が膨大で、国においても再生利用を促進している建設汚泥について、現場内利用を推進するための要領の見直しを実施する。
- 他法令の改正等を踏まえ、事業者向けにわかりやすい内容とする。
- 建設汚泥の現場内利用に係る届出書に基づいて立入を行い、現場内利用の方法について確認・指導を実施する。

(2) 本市の取組

- 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通省)」、「北海道地方建設汚泥利用マニュアル(北海道地方建設副産物対策連絡協議会)」の策定等を受け、平成 24 年度に、発生汚泥の化学的性状及び建設汚泥処理土の物理的性状に関する分析・確認方法の追加規定を中心とした「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」の改定と、「札幌市建設汚泥の処理業者に係る指導要領」を策定した。なお、平成 24 年度に工事監理室においても本市発注工事に係る「建設汚泥再生処理・再生材利用の実施要領及び基準」の改定を行った。
- 当該要領に基づき、事業者から現場内自己利用に関する事業計画書が提出された場合、汚泥の再生利用が適正に実施されていることを現地確認し、必要に応じて指導を行った。なお、事業計画書提出実績は表 2-4 のとおりである。

表 2-4 事業計画書提出件数

年度	H24	H25	H26	合計
事業計画書提出数	3	6	3	12

(3) 今後の課題

- 今後も、建設汚泥の現場内再利用を推進するため、取組を継続する。

重点施策 3. 産業廃棄物処理業者への立入指導

3-1. 収集運搬業者への立入指導

(1) 施策の内容

- 収集運搬業者の申請内容及び施設等の確認のため、新規及び更新許可時等に立入指導を行う。
- 積替え保管施設を有している収集運搬業者に対しては、毎年1回以上立入し、保管容量や保管設備の維持管理状況について確認する。
- 処理委託契約や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認等、法に基づいた適正な管理を行うよう指導する。

(2) 実施内容

- 収集運搬業の新規許可及び更新許可申請時に、各処理業者の事業場に立入調査を行い、委託契約書及びマニフェスト、帳簿等の適正管理を確認し、保管基準の遵守を指導した。
- 積替え保管施設を有している収集運搬業者については、立入計画に基づき、原則年1回以上の立入調査を行い、書類の確認に加えて、積替え保管施設の状況等についても確認した。

(3) 今後の課題

- 今後も、指導を継続する必要がある。

3-2. 処分業者への立入指導

(1) 施策の内容

- 産業廃棄物の処理施設は、施設ごとの能力に応じた廃棄物の適正な処理が行われる必要があることから、廃棄物等の保管状況、処理状況、機器の維持管理状況等を毎年1回以上立入して確認・指導を行う。
- 処理委託契約や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認等、法に基づいた適正な管理を行うよう指導する。

(2) 実施内容

- 処分業者については、立入計画に基づき、原則年1回以上立入調査を行い、契約書、マニフェスト、帳簿等書類の確認に加え、処理施設の状況、維持管理状況等についても確認した。
- 不適正処理事案等については、繰り返し立入を行うなどして、改善指導した。

(3) 今後の課題

- 今後も、指導を継続する必要がある。

重点施策 4. 優良処理業者の育成

4-1. 優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知

(1) 施策の内容

- 環境への取組、財務体質の健全性、事業の透明性等の基準を満たした処理業者について、優良産業廃棄物処理業者として認定する。
- 産業廃棄物処理業者に、制度の周知を徹底し、優良処理業者として認定されるための基準に適した取り組み等を促し、優良処理業者の育成を図る。

(2) 実施内容

- 当該制度創設時、産業廃棄物処理業者約 1,650 社に対し文書で周知した。
- 本市ホームページに制度について掲載し周知している。
- 処理業者に対して、立入指導時に制度の紹介を行った。
- 優良処理業者は平成 27 年 5 月 19 日時点で産収 3 社、特収 3 社、産処 3 社となっている。

(3) 今後の課題

- 今後も、取組を継続し、優良処理業者の育成に努める必要があると考えられる。

4-2. 優良処理業者の公表

(1) 施策の内容

- 認定された優良産業廃棄物処理業者を、本市のホームページにおいて公表し、排出事業者が処理業者選定に活用できるよう積極的に周知する。
- これまで優良認定を取得していない事業者への動機付けを行い、認定事業者を育成する。

(2) 実施内容

- 優良産業廃棄物処理業者として認定された処理業者は、本市ホームページに掲載している。
- 「オフィス・店舗向け事業ごみ処理分別ガイドブック」において、掲載希望のあった優良収集運搬業者は、通常の処理業者とは別枠として紹介した。

(3) 今後の課題

- 今後も、取組を継続し、優良処理業者の育成に努める必要がある。

4-3. 産業廃棄物処理施設の維持管理情報等の情報公開

(1) 施策の内容

- 市内の焼却施設及び最終処分場の維持管理情報は、インターネット上での公開を徹底させる。
- 処理施設の中でも特に環境影響が懸念されるこれらの施設について、最新の維持管理情報を公開することで、排出事業者や市民が処理施設の状況等を確認できる制度として推進する。

(2) 実施内容

- 対象事業者には、必要な情報を公開するよう指導し、全事業者がホームページを開設した。
- 施設の立入時等にあわせて定期的にホームページの更新状況についても確認・指導を行った。

(3) 今後の課題

- 今後も、ホームページの更新については、継続して指導していく必要がある。

重点施策 5. リサイクルの推進

5-1. 建設系混合廃棄物選別施設の整備の推進

(1) 施策の内容

- 建設工事現場からの廃棄物は、現場で分別し排出することが基本だが、建設混合廃棄物として排出されたものは、可能な限り選別し、再生利用を行うことが重要である。
- 市内の既往施設の活用と、必要な施設の整備を推進する。

(2) 実施内容

- 平成 26 年度に、建設系混合廃棄物を含む産業廃棄物の排出及び処理状況の調査と、毎年、札幌市から排出される廃棄物量の推計を行った。その結果、札幌市における平成 24 年の建設系混合廃棄物の発生量は、45 千 t であり、市内の主要選別施設の処理能力 68 千 t/年で処理可能な量であった。
- 現在のところ、市内の選別施設で処理能力を満たしていると推計されたため、選別施設の整備推進は必要性が低いと判断している。

(3) 今後の課題

- 今後も建設系混合廃棄物の発生状況を定期的に確認し、処理能力に不足が認められた場合には既往施設の活用や、必要な施設の整備推進について検討する。

5-2. 廃プラスチック類の排出状況等の調査とリサイクル施設の設置推進

(1) 施策の内容

- 廃プラスチック類は、廃タイヤ、発泡スチロール等の梱包資材の他、オフィスからの化学繊維製の廃カーペット等、様々な形で事業活動から排出され、最終処分に至る量が多いことから、排出段階での分別が重要である。
- 廃プラスチック類の品目ごとに、「排出→運搬→中間処理→最終処分」に至る処理経路等を調査し、再生利用を進めるために効果的な方法を検討した上で、市内に必要となるリサイクル施設の設置を推進する。

(2) 実施内容

- 平成 25 年度に廃プラスチック類の処理経路等を調査した。その結果、市内の廃プラスチック類廃棄物の発生量は約 85 千 t であり、市内の処理能力約 38 千 t を超過した。排出事業者、処理業者及び市公共工事で再生利用推進のための取組を検討する必要があると判断した。
- 札幌市リサイクル団地において、指導計画の方針に合致する条件で参入希望業者を募集した結果、参入予定の業者が廃プラスチック類等の処理を行う焼却施設を設置する予定である。

(3) 今後の課題

- 廃プラスチック類廃棄物について、今後も再生利用の取組を検討する必要がある。

5-3. リサイクル施設の整備推進

(1) 施策の内容

- 札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドラインに基づき、市内に必要な産業廃棄物のリサイクル施設の設置を推進する。
- 北海道のリサイクル施設の整備に係る補助金制度の周知等を行い、民間による産業廃棄物処理施設の整備を推進する。

(2) 実施内容

- 新規事業を検討している業者に対しては、北海道の循環資源利用促進税に係る補助金制度について、周知した。
- 北海道のリサイクル施設の整備に係る補助金制度の活用を念頭に、札幌市リサイクル団地の空き区画への参入業者決定が円滑に行われた。

(3) 今後の課題

- 今後も、取組を継続し、リサイクル施設の整備推進に努める必要がある。

5-4. 札幌市発注工事における建設系廃棄物の再生利用の推進

(1) 施策の内容

- 公共工事から発生する建設系廃棄物について、土木工事における環境配慮の基本的な指針である「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」、公共建築物の建設工事における指標である「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」に基づき、建設系廃棄物の減量化や再生利用の推進を率先して実行する。

(2) 実施内容

- 本市発注工事から発生する建設系廃棄物については、「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」等に基づき、減量化や再生利用を実行している。
- 各発注部局ごとに目標値が定められており、目標の達成状況等については札幌市ホームページにおいて公開されている。
(「市役所のEMS」http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/shiyakusho.html)

(3) 今後の課題

- 各発注部局が定めた目標値を全て達成する状況までは至っていない。今後も各部局と事業廃棄物課が連携し再生利用を推進する。

重点施策 6. 市の処理施設の受入品目および処理料金の見直し

6-1. 市の処理施設の受入品目および処理料金の見直し

(1) 施策の内容

- 民間処理施設の整備状況等を考慮し、札幌市の処理施設における受入品目の見直しについて検討する。
- 処理料金の見直しを行い、排出抑制を促進する。

(2) 実施内容

- 平成24年度に、清掃工場・破砕工場、ごみ資源化工場及び埋立処理場の産業廃棄物処理手数料、事業系一般廃棄物処理手数料を改定した(表6-1、6-2)。

表 6-1 産業廃棄物処分費用

取扱区分	分類	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から
清掃工場・破砕工場		171.3 円/10kg	201.3 円/10kg
ごみ資源化工場		110.2 円/10kg	130.2 円/10kg
埋立処理場	廃石綿等以外	170 円/10kg [※]	200 円/10kg [※]
埋立処理場	廃石綿等	300 円/10kg [※]	360 円/10kg [※]

※札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 48 条(産業廃棄物処分費用)
 ※埋立処分場では、上記処分費用と併せて 10 円/10kg の循環税を徴収。

表 6-2 事業系一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	取扱区分	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から
焼却手数料	清掃工場・破砕工場	170円/10kg	200円/10kg
焼却手数料	ごみ資源化工場	110円/10kg	130円/10kg
埋立手数料	埋立処理場	170円/10kg	200円/10kg

※札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 46 条(一般廃棄物処理手数料)

(3) 今後の課題

- 引き続き、社会情勢の変化等に応じ、本市処理施設における受け入れ品目及び処理料金の見直しを検討することで排出抑制を図っていく。

重点施策 7. 産業廃棄物処理状況の情報提供

7-1. 産業廃棄物の排出、処理状況の推計、情報提供

(1) 施策の内容

- 廃棄物の処理においては、各事業者による自主的な排出抑制、再生利用等の取組が必要であることから、本市の産業廃棄物の排出、処理状況等について情報提供し、排出抑制等について認識してもらう必要がある。
- 市内の産業廃棄物処理状況等について、ホームページ等で情報提供を行う。
- 計画期間内に詳細な実態調査を行い、内容を分析して公開する。

(2) 実施内容

- 各年度における、札幌市内で発生する産業廃棄物の排出量や処理量等について推計し、ホームページ上に公表した。
- 平成26年度には、「札幌市産業廃棄物処理実態調査推計・検討業務」を行った。調査結果は、公表の準備が整い次第、順次公開する予定である。

(3) 今後の課題

- 詳細な実態調査の結果について公表の準備を進め、今後も積極的な情報提供に努める。

重点施策 8. 特別管理産業廃棄物の適正処理

8-1. 廃石綿等（飛散性アスベスト）に係る指導

(1) 施策の内容

- 廃石綿等の処理については、大気汚染防止法に基づく廃石綿等除去の工事では事前の届出が必要である。また、建築物の解体の際にも建設リサイクル法に基づく事前の届出が必要であり、その際に本市は独自に廃石綿等を含む有害物質に関する調査結果の提出を求めている。
- 廃石綿等の除去工事及び建築物の解体により発生した廃石綿等を本市の最終処分場で処分する際には、事前申込制度としている。
- これらの事前の届出や事前申込制度を活用し、必要に応じた立入調査等を行い、適正処理等を指導する。

(2) 実施内容

- 廃石綿等を最終処分場で受け入れる際は、事前の申込制度とし、この徹底を図った。
- アスベスト除去工事は、大気汚染防止法に基づき届出が必要であることから、上記の事前申込制度や当該届出書等を活用し、必要に応じ立入り調査等を行い、適正処理を指導した。
- アスベスト除去工事については、平成 18 年度には 285 件の届出があったが、平成 26 年度は 128 件の届出となっている(表 8-1)。

表 8-1 廃石綿等に係る届出・立入件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26
届出件数	125	128	115	127	128

(3) 今後の課題

- 今後も、届出書等を活用し、適切処理を指導する。

8-2. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に係る指導

(1) 施策の内容

- 平成 22 年度から、市内に保管されている高濃度の高圧トランス・コンデンサ等の処理が室蘭市の PCB 廃棄物処理施設で始まったが、処理を完了していない PCB 廃棄物は引き続き適正に保管・処分する必要がある。
- PCB を使用した小型電気機器等や微量 PCB 汚染廃電気機器についても、処理が可能となるまで適正に保管する必要がある。
- PCB 特別措置法に基づき PCB 廃棄物を適正に把握するとともに、PCB 廃棄物を保管している事業所等を立入調査し、適正な保管と処理等を指導する。

(2) 実施内容

- PCB 廃棄物保管事業場は札幌市内に約 500 か所あり、立入調査は、平成 22 年度に 304 件、平成 23 年度に 390 件、平成 24 年度に 392 件、平成 25 年度に 386 件、平成 26 年度に 416 件実施し、必要な指導を行った(表 8-2)。
- また、平成 25 年度から市内全事業者を対象とした、PCB 廃棄物の使用・保管状況に関する実態把握調査を順次進めている。

表 8-2 PCB に係る届出・立入件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26
届出件数	304	390	392	386	416

(3) 今後の課題

- 今後も、適正な保管と処理の指導並びに使用及び保管状況に関する実態把握調査を継続する。

8-3. 感染性廃棄物に係る指導

(1) 施策の内容

- 感染性廃棄物の主要排出源は病院・診療所であることから、医療機関ごとに配置される特別管理産業廃棄物管理責任者により、感染性廃棄物の適正な保管と処理を進める必要がある。
- 排出量が多い医療機関への立入調査を行い、感染性廃棄物の適正な保管と処理等を指導する。

(2) 実施内容

- 排出量や病床数の多い医療機関を毎年 10～20 件程度抽出し、立入調査により感染性廃棄物等の分別状況の確認や排出状況の調査を行い、適正な保管と処理を指導した(表 8-3)。
- 適正な処理を指導するため、感染性廃棄物マニュアルを 3,200 部作成し、病院・診療所等の医療機関へ配布した。

表 8-3 感染性廃棄物に係る届出・立入件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26
届出件数	10	18	23	10	11

(3) 今後の課題

- 今後も、主に医療機関を対象に、感染性廃棄物の適正な保管と処理を指導する。

重点施策 9. 不法投棄等防止対策の推進

9-1. 不法投棄等防止対策の推進

(1) 施策の内容

- 不法投棄等の対策として、警察 OB の監視パトロール員が巡回監視し、不法投棄や不法焼却等の発見及び適正処理の指導を行っているほか、監視カメラや警告板（のぼり）の設置、不法投棄が多発している場所への通行規制等を実施し、不法投棄等の未然防止を図っている。
- 市民による不法投棄ボランティア監視員制度や市内の事業者等との不法投棄監視等に関する協定の締結により不法投棄防止活動を進めており、行政・市民・事業者等との協働による不法投棄のないまちづくりを目指している。
- 今後特に、監視カメラの増設、事業者等との不法投棄監視に関する協定締結などを積極的に進めるとともに、不法投棄された廃棄物等により生活環境の保全上に支障が生じるおそれがある場合などには廃棄物処理法に基づく改善命令や措置命令の行政処分を迅速に行う。
- 行政処分の際には処分対象者名を公表するとともに、不法投棄の行為者が特定できる場合等には警察に通報するなど警察と連携しながら指導を強化することにより、不法投棄等の不適正処理の防止に厳正に取り組む。

(2) 実施内容

- 監視体制として、不法投棄パトロール車による巡回監視、夜間パトロールの委託を行った。
- 不法投棄ボランティア監視員制度は、平成 17 年に清田区で発足後、全市に拡大し、平成 27 年 3 月末時点で 458 名が監視員となっている。
- 平成 23 年より、事業者との不法投棄監視協力等に関する協定を締結している（現在 6 団体）。
- 不法投棄多発箇所には監視カメラを設置している。
- 消防局のヘリコプターにより、春・秋の年 2 回、上空から監視を行っている。
- 不法投棄事案の件数は平成 22 年度から平成 25 年度まで増加の傾向を示していたが、平成 26 年度には減少し、1,184 件となっている。
- 本市で把握した不法投棄案件のうち、実行者が判明したものについては、北海道警察に通報しており、近 5 年の合計で 106 件を通報した（年間 10～30 件程度）。

- 家電リサイクル法の対象となる家電 4 品目の不法投棄台数は平成 23 年度に 3,231 台をピークに減少傾向にあり、平成 26 年度は 1,525 台であった。

表 9-1 不法投棄の状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26
不法投棄発見件数(件)	1,162	1,283	1,377	1,465	1,184
外部委託パトロール(延べ日)	491	288	527	424	319
警察通報件数(件)	22	26	23	19	16
家電 4 品目不法投棄台数	2,873	3,231	3,029	2,249	1,525

(3) 今後の課題

- 今後も監視体制の強化等を継続し、不法投棄の防止に厳正に取り組む。

重点施策 10. 市内処理施設の活用

10-1. 市内処理施設の能力を活用した市域内処理の推進

(1) 施策の内容

○市内で排出された廃棄物のうち、市内に処理施設があり、また、処理能力に余裕があっても市外で処理されているものがある。民間事業者により市内処理施設を活用してもらうため、関係団体等と協力しながら市域内処理を推進する。

(2) 実施内容

○本市発注の公共工事で発生する建設副産物に処理については、契約時の特記仕様書に、本市内の再資源化施設へ搬入することを明記し、市域内処理の推進に努めている。

(3) 今後の課題

○今後は、排出事業者関係団体等に対しても、市域内処理の更なる推進の周知を図っていく必要がある。

10-2. 札幌市発注工事における市域内処理の率先実行

(1) 施策の内容

○札幌市が発注する公共工事等から排出される産業廃棄物について、市内に対応可能な処理施設がある場合は、できる限り市域内で処理するものとし、民間事業者による市域内処理を促進するためにも、市自らが率先して市域内処理を実行する。

(2) 実施内容

○本市発注の公共工事で発生する建設副産物の処理については、契約時の特記仕様書において、本市内の再資源化施設へ搬入することとしている。

○札幌市発注工事で発生した建設系副産物(建設発生土、浚渫土を除く)の市域内搬出率は、96%以上の高い値で推移している。

表 10-1 札幌市発注工事建設系副産物搬出推移

年度		H23	H24	H25
建設副産物 搬出量 ^{※2} (t)	市域内	321018.0	478,995.6	355,677.1
	市域外	5025.7	13,762.0	14,092.4
市域内搬出率(%)		98.5%	97.2%	96.2%

※1：札幌市発注工事 CREDAS データより作成

※2：建設発生土、浚渫土を除く

(3) 今後の課題

○今後も現在の市域内処理率を維持するため、取組を継続する。

10-3. 優良処理事業者の活用

(1) 施策の内容

○排出事業者として、廃棄物の適正処理は責務であり、委託して行う場合は、優良事業者の利用が有効である。市内の処理業者の育成を進め、優良事業者数を増やすこと、また、市のホームページ等で紹介する等により、排出事業者の優良処理業者の活用を推進する。

(2) 実施内容

○施策 4-1、4-2 において示したとおり

(3) 今後の課題

○今後も、取組を継続し、優良処理業者の育成に努める必要がある。

重点施策 11. 処理施設設置の際の市の協力

11-1. ガイドラインに基づく市の協力事項の実施

(1) 施策の内容

- 札幌市内に処理施設を設置する際、事業者は、札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドラインに基づき、事前協議等が必要である。事前協議を進める過程で、市内に必要な処理施設として評価を受けた計画については、必要な範囲で、市が協力することとなっている。
- 上記の規定を活用し、市内に必要な処理施設の円滑な設置を進める。

(2) 実施内容

- 当該ガイドラインに基づき、市街化調整区域における産業廃棄物処理施設設置（1件）及び施設変更（2件）に係る協議を完了し、当該施設、これらに関連する建築物等の建築を認めた。
（※札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会に諮ったものに限る。）

表 11-1 ガイドラインに基づく事前協議状況

年度	協議完了件数		施設の種類	処理能力	用途地域
	施設設置	施設変更			
H23	1	—	RPFの製造 廃プラの破砕 木くずの破砕	16.6t/日 15.2t/日 24.2t/日	市街化調整区域
H24	—	1	汚泥の造粒固化	300.0m ³ /日	市街化調整区域
	—	1	がれき類の破砕	320t/日	市街化調整区域
H25～ H26	0	0	—	—	—
合計	1	2	—	—	—

※評価委員会に諮ったものに限る。

(3) 今後の課題

- 今後も引き続き、当該ガイドラインに基づき市内に必要な産業廃棄物処理施設の円滑な設置等を進めていく必要がある。

重点施策 12. 産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策の推進

12-1. 産業廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の把握

(1) 施策の内容

- 本市では、平成 23 年 3 月に「札幌市温暖化対策推進ビジョン」を策定し、温室効果ガスの排出量を、1990 年（平成 2 年）比で、2020 年（平成 32 年）には 25%削減、2050 年（平成 62 年）には 80%削減することを目標としている。
- 目標達成のためのアクションとして「事業活動による CO2 削減に向けた展開」、「ごみ減量・リサイクルの定着・拡大に向けた展開」が掲げられていることから、産業廃棄物の処理に伴う温室効果ガス排出量の把握を行い、今後の効果的な施策を検討する。

(2) 実施内容

- 平成 24 年度に「産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策調査業務」を行い、収集運搬業者及び中間処理業者における、産業廃棄物の処理に伴う温室効果ガス排出量を調査した。
- 調査の中で、温室効果ガスの排出量削減には、収集運搬業者においてはエコドライブ装置を導入すること、また中間処理業者においては「重機のアイドリングストップ」などを行うことが効果的であることを把握した。
- 調査結果をもとに、産業廃棄物処理業者向けのパンフレット「温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集」を作成した。作成したパンフレットは産業廃棄物処理業者（1900 事業者）に配布を行うとともに、ホームページに公開した。

(3) 今後の課題

- 作成したパンフレットを活用し、産業廃棄物処理業者への周知を継続し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

重点施策 13. 産業廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出抑制

13-1. 焼却施設の熱回収認定制度の推進

(1) 施策の内容

- 廃棄物の焼却は、再生利用が困難である廃棄物を適正処理する上では有効だが、温室効果ガスが排出される。一方、焼却熱の直接利用や焼却熱による発電で化石燃料の使用量が削減されることで、温室効果ガスの排出量抑制に繋がる。
- 焼却施設の熱回収認定制度の導入に向けた広報等により、熱回収施設の設置促進を図る。併せて、排出事業者の環境意識の高揚を図り、熱回収認定施設の積極的な利用を促す。

(2) 実施内容

- 平成 22 年の廃棄物処理法改正により、熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事等の認定を受ける「熱回収施設設置者認定制度」が平成 23 年 4 月から運用されることとなった。
- 本市では平成 23 年度に熱回収認定制度に関するホームページ上で周知を行った。
- 現時点まで市内に熱回収認定施設は設置されていないが、リサイクル団地参入企業から熱回収施設の設置について相談を受けるなど、施設設置及び認定に向かう動きが見られる。

(3) 今後の課題

- 熱回収施設設置者認定制度のメリットについて、対象施設の設置や運用を検討する事業者への周知活動を継続する。

13-2. エコドライブ及び次世代自動車導入等の推進

(1) 施策の内容

- 「アイドリングストップ」、「おだやかな発進」、「一定速度を保つ」等のエコドライブの意識高揚を図り、市内の産業廃棄物処理業者等に広く実践を促すことで、温室効果ガスの排出量削減を促進する。
- 天然ガス自動車等の次世代自動車導入に関する各種支援制度を処理業者等に周知し、次世代自動車の導入を推進する。

(2) 実施内容

- 環境計画課において、エコドライブ推進のためのパンフレットを作成、事業者向けの講習・指導者教育のための認定講習及び札幌市次世代自動車購入等補助制度等を実施しており、ホームページ等で周知している。
- 事業廃棄物課においては、施策 12-1 でも述べたパンフレット「温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集」において、エコドライブの推進を求める項目を含めた。

(3) 今後の課題

- 天然ガス自動車等の次世代自動車導入に関する各種支援制度をホームページに公開することで、次世代自動車の普及に期待が持てると考えられる。

13-3. 温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集の作成

(1) 施策の内容

- 産業廃棄物処理業における温室効果ガス排出量の削減方法について優良事例をとりまとめ、事業者配布する。また、優良事例は、本市ホームページでも紹介し、普及・啓発を図る。

(2) 実施内容

- 施策 12-1 において示したとおり。

(3) 今後の課題

- 作成したパンフレットを活用し、産業廃棄物処理業者への周知を継続し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

重点施策 14. 大規模震災発生時のがれき等処理体制構築

14-1. 震災がれき等の処理の実務調査

(1) 施策の内容

- 札幌市近郊には、いくつかの活断層等があり、札幌市地域防災計画において第3次地震被害想定が行われている。最大の被害想定では、市内の一部で震度7の激しい揺れとなり、660万トンの震災がれき等が発生すると想定されている。
- 東日本大震災の事例を踏まえ、震災がれき等の処理については、あらかじめ十分な対策を講じておく必要があることから、被災地の現地確認を含めた具体的な実務対応について調査し、対応内容について整理する。

(2) 実施内容

- 大規模な災害が発生した場合に備え、震災廃棄物の処理については、平成22年7月に策定した「がれき（震災廃棄物）マニュアル」に基づき対応することとされていたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を鑑み、当該マニュアルを、東日本大震災におけるがれき処理の知見を踏まえ、より実践的な内容に改定する必要があるとの認識に至った。
- 平成25年度に、東日本大震災の被災地である岩手県及び宮城県に担当者を出張させ、被災地の現地調査を行い、調査結果等をもとに、「札幌市がれき（震災廃棄物）処理実施要領」を策定した。
- 新たに策定した「札幌市がれき（震災廃棄物）処理実施要領」は、これまでの処理マニュアルよりも、より詳細に具体的な対応を示している。

(3) 今後の課題

- 策定した処理実施要領に基づいた処理実務の運用体制等を常に確認し、災害の発生に備える。

14-2. 震災がれき等の処理シミュレーションの実施

(1) 施策の内容

- 札幌市を中心に大規模震災が発生した場合を想定し、震災がれき等の撤去、運搬、仮置き、選別、保管、処分及び資源物の有効活用等、一連の処理経路についてシミュレーションを行い、課題等を抽出する。

(2) 実施内容

- 平成24年度に、札幌市地域防災計画（地震災害対策編）に基づき、月寒断層に起因する大規模な震災が発生した場合のがれき等の処理について、あらかじめ必要な想定を行うことで、速やかで適切な災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施するための体制を構築することを目的とし、「札幌市で大規模な震災が発生した場合に備えるがれき等処理シミュレーション業務」を実施した。
- シミュレーションにより抽出した課題等は施策14-2で述べた「札幌市がれき（震災廃棄物）処理実施要領」に反映させた。

(3) 今後の課題

- 策定した処理実施要領に基づいた処理実務の運用体制等を常に確認し、災害の発生に備える。

重点施策 15. 関係機関との連携強化

15-1. 関係団体等との協力体制の構築

(1) 施策の内容

- 大規模震災発生時のがれき等の処理にあたっては、産業廃棄物処理業者等の協力が不可欠となることから、関係団体等と震災時の役割分担等について十分協議し、有事に備えて協力体制を構築する。

(2) 実施内容

- 施策 14-2 で述べた震災がれき等の処理シミュレーションの結果、市内外の民間産業廃棄物処理施設の協力が必要であることが判明した。
- 北海道の産業廃棄物処理業者の業界団体である公益財団法人北海道産業廃棄物協会と、札幌市で大規模な震災が発生した場合のがれき処理に係る協力体制を構築するため協議を行い、平成 26 年 3 月に、公益社団法人北海道産業廃棄物協会との間で「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」を締結した。

(3) 今後の課題

- 今後は協定に基づく協力体制が有効に機能するよう、災害時の連絡体制を整備する必要がある。

15-2. 北海道、近郊自治体等との震災時の相互協力体制の構築

(1) 施策の内容

- 大規模震災時のがれき等の処理は、被災した市のみでの対応が困難である場合も考えられることから、北海道、近郊自治体と震災がれき等の実務調査等を共同で実施し、協議を行いながら、震災時における相互協力体制を構築する。

(2) 実施内容

- 施策 14-2 で述べた震災がれき等の処理シミュレーションの結果、大規模な地震災害が発生した状況下では、周辺市町村も甚大な被害を受けることが想定され、近郊自治体との連携強化が必要であることが判明した。
- 札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村の 7 市町村で構成する札幌圏廃棄物対策連絡会議において、札幌圏内に設置されている廃棄物処理施設の合同調査や平成 23 年から 3 年間に渡り、協力体制のあり方について協議を行った。
- 平成 26 年 2 月に、上記 7 市町村の間で、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結した。

(3) 今後の課題

- 今後は協定に基づく協力体制が有効に機能するよう、災害時の連絡体制を整備する必要がある。

第 3 編

第 3 次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括（まとめ）

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括（まとめ）

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間として「排出抑制、リサイクル及び適正処理の推進」「市域内処理の推進」「環境保全型まちづくりの推進」の三つの基本方針のもと、札幌市で発生する産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したものです。

計画では、平成27年度を目標年次として、大きく4つの数値目標（①排出抑制の推進、②最終処分量の減量、③再生利用の推進、④市域内処理の推進(市域外処理の減量)）を設定し、「排出抑制、リサイクル及び適正処理の推進」、「市域内処理の推進」、「産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策の推進」、「大規模震災発生時のがれき等処理体制構築」4つを施策の柱としており、重点施策を定め取組を進めてきました。

現在結果のとりまとめが終了している、平成25年度時点までの数値目標達成状況は、「①排出抑制の推進」については概ね目標の達成に至る見通しが得られたものの、残る「②最終処分量の減量」、「③再生利用の推進」、「④市域内処理の推進(市域外処理の減量)」については、現時点では目標の達成には厳しい推移となっております。特に、「③再生利用の推進」、「④市域内処理の推進(市域外処理の減量)」の2つについては、目標値とのかい離が大きい状況であることから、更なる取組の強化が急務であると認識しているところです。

数値目標と評価

項目	基準	平成22年度	平成25年度	平成27年度目標
①排出抑制の推進	排出量	288万t	289万t	290万t以下
②最終処分量の減量	最終処分量	10万7千t	10万1千t	8万t以下
③再生利用の推進	再生利用率	74.3%	73.7%	80%以上
④市域内処理の推進	中間処理 市域外処理量	33.6万t	42.3万t	30万t以下
	最終処分 市域外処理量	6万t	5.6万t	4万t以下